

議 事 録 抄 本

令和 6 年 7 月

福崎町農業委員会

令和6年7月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 7月22日(月) 15:00～

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美		8番 植岡 洋子	9番 柳田 伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 蕨内事務局長、吉田課長、豊國、和田

【欠席者】 7番 山口 金丸委員

【遅刻者】 9番 柳田 伸一郎委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
2番 高岡 俊一	16番 松岡 隆子

【署名人】

3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄
----------	----------

<案件>

議案第14号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会許可) 1件

議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 3件

議案第16号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 2件

議案第17号	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（改正附則第5条第1項による経過措置）	（利用権の設定）	3件
報告第1号	農地使用貸借の合意解約通知について		2件
報告第2号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について		3件
報告第3号	農地法第6条に基づく報告書の確認について		1件

（議長） 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会7月定例会を開催します。

本日、欠席者の連絡はございません。山口委員、柳田委員が遅刻されています。農業委員定数12人中10人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

（一同） <異議なし>

（議長） 異議なしということで、

3番 前田 泰良

4番 山本 徳雄

委員をお願いします。議案第14号から議案第17号に至る4議案、報告事項3件について審議願います。

それでは、はじめに議案第14号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第14号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
（委員会許可）

（事務局） 4番：資料1・2ページをご覧ください。願出地は、■■■■・■■■■が福崎インター自動車学校から西約200m、■■■■が二之宮神社から南東約150mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、平成11年5月の航空写真により当時より■■■■が竹林、■■■■が宅地となっていることを確認しています。既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。本

案件については、20 年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。
以上です。

（議 長） 事務局からの説明が終わりました。
議案第 14 号 1 件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

（高岡委員） 4 番：現地では、[REDACTED]については竹林となっており、[REDACTED]については井戸などがあり宅地であることを確認しました。
現地調査班では、農地ではない証明をして問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議 長） 議案第 14 号 1 件について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ

（前田委員） 3 筆あるけど、登記地目が全て畑やから農地なのか。

（事務局） 登記上は農地です。

（前田委員） 現況が、山林・山林・宅地ですか。

（事務局） はい。

（議 長） よろしいですか。

（前田委員） 登記が畑やったら、農地からはずそうとする意味合いは分かるので大丈夫です。

（議 長） 他に質疑はありませんか。

<なし>

（議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 14 号 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

（議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 14 号 1 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 9 : 反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 14 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1 件について、原案の通り証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第15号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 7 番：資料 4 ページをご覧ください。申請地は、應聖寺の南約 150m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は贈与による所有権移転です。譲渡人の[]が、農地の管理に困っていたところ、[]の甥にあたる[]が以前から農業に興味があり、耕作したいとのことから今回の申請が出てきています。取得後は季節野菜を栽培する予定です。

周辺農地を集約した農家はおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

<15:10 柳田委員 入室>

8 番：資料 5 ページをご覧ください。申請地は、ラ・ムーから西約 50m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は公共事業による代替地の斡旋です。譲受人の[]の農地を、中播消防署建設のため買収する予定です。そのため、新しい農地を探していたところ譲渡人である[]との間で話がまとまり、今回の申請が出てきています。取得後は水稻をする予定です。

周辺農地を集約した農家はおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

9 番：7・8・9 ページをご覧ください。申請地は、[]・[]・[]・[]が福崎西中学校から北約 150m、[]・[]・[]が福崎西中学校から北東約 150m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は贈与による所有権移転です。申請地は、ほ場整備区域内にあり今年度の秋頃から工事着手予定です。[]・[]・[]・[]はほ場整備により、地盤を上げるために使用する土の仮置き場として使用する予定となっております。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 15 号 3 件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願

ます。

(高岡委員) 7番：現地では、柿の木が数本植わっており、他は防草シートで覆われています。一部、季節野菜が植えてあり畑になっていることを確認しました。現地調査班では、問題なしと判断しています。

8番：現地では、少し草が生えていることを確認しました。現地調査班では、契約すれば草刈りを行うということで問題なしと判断しています。

9番：現地では、■■■■・■■■■・■■■■は水稻がされていて他の4筆は草が生えていることを確認しました。現地調査班では、問題なしと判断しています。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第15号 3件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。議案第15号 3件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。議案第15号 3件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 3件について、原案の内容で許可することといたします。

山口委員におかれましては、体調不調ということで本日は欠席するとの連絡があったことを報告します。

(議長) 次に、議案第16号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第16号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可)

(事務局) 3番：10ページをご覧ください。申請地は福田公民館から北約350mに位

置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により地縁者住宅として転用するものです。実家の近くに家を建設したいと考えていたところ、譲渡人の[]と話がまとまり今回の申請が出てきています。

近隣に農地を集積した農家もなく、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

4番：11ページをご覧ください。申請地は福田公民館から北約350mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により道路として転用するものです。自宅への進入路が狭く不便に思われていたところ、[]の自宅建設に伴い進入路確保のために分筆する話が譲渡人の[]とまとまり、今回の申請が出てきています。

近隣に農地を集積した農家もなく、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

（議長） 議案第16号 2件について、現地調査済ですので報告願います。

（高岡委員） 3番：現地では、草刈りがされていることを確認しました。
現地調査班では、宅地として転用することに問題なしと判断しています。

4番：現地では、草刈りがされていることを確認しました。
現地調査班では、進入路として転用することに問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議長） 議案第16号 2件について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第16号 2件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第16号 2件について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成10：反対0〕

（議長） 挙手全員でございますので、議案第16号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 2件については、原案の内容で県へ進達するこ

といたします。

(議 長) 次に、議案第 17 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

議案第 17 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (改正附則第 5 条第 1 項による経過措置) (利用権の設定)

(事務局) 議案 12・13 ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田 6,000 m²、3 件です。
以上です。

(議 長) 議案第 17 号 3 件について質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 17 号 3 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 17 号 3 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 10 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 17 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定 (改正附則第 5 条第 1 項による経過措置) 3 件について、原案の内容で決定することといたします。

(議 長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

14 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 2 件出たことを報告します。

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

15 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を1件、耕作面積証明を2件、計3件を発行したことを報告します。

報告第3号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

16 ページをお開きください。農事組合法人 西治宮農組合から令和6年6月1日付けで、事業状況等の報告書が提出され、それにより、農地所有適格法人要件確認書を作成し、適格法人である要件を確認したことを報告します。

報告は以上となります。

(議長) 報告事項について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) 報告第1号で、[] から [] と [] が解約している。その横に転用と書いているが何に転用するのか。

(事務局) 太陽光発電です。

(前田委員) これ、転用とだけ書いてあってもわからないから太陽光への転用と書いた方がいいのではないか。

(事務局) 今回は、同時に太陽光の相談があったためこの解約が太陽光への転用というの分かるのですが、転用とだけ書かれる場合が多いためこのように書いています。

(前田委員) 我々に分かるようにして、書類を作るのが親切であり丁寧であると思います。

(事務局) 次回からは、記載するか事務局から解説させていただきたいと思います。

(前田委員) はい、わかりました。

(議長) 他に質疑はございませんか。
埴岡推進委員どうぞ。

(埴岡推進委員) もとは [] が借りていたところで、太陽光にされるとの話ですけど場所的に営農が耕作していたところで、農地としての転用に問題があるかないかというのはどういうふうにわかるんですか。転用するのに支障がなかったってことですね。

(事務局) 転用に問題があるかないかについては、今後申請が出てきたときにみなさんで判断していただくこととなります。問題があるかないかの意見をもつ

て、県に進達します。

(埴岡推進委員) この後に、太陽光の申請がでてくるということですか。

(事務局) 申請をする前に、XXXXXXXXXXとの契約を解除しますという合意解約の通知が出てきた段階です。まだ、事務局の方に申請書が出てきていないので来月か再来月に議案書として送ることになるかなと思います。

(議長) 他に質疑はございませんか。

<なし>

<15:30 終了>

○次回農業委員会開催日・・・8月19日（月）15時00分から

署 名 人	前田 泰良
署 名 人	山本 徳雄